

国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の
支給決定を受けた県内企業事業主のみなさまへ

福島県 就職氷河期世代 雇用促進奨励金 のご案内

福島県では、就職氷河期世代の方の安定した雇用を促進するため、不安定な
就労状態等にある就職氷河期世代の方を正社員として雇い入れ、定着を図る
県内企業に対し、奨励金を支給します。

【支給金額】

中小企業事業主 15万円／人

中小企業事業主以外 12.5万円／人

お問合せ・申請先: 福島県商工労働部 雇用労政課

電話: 024-521-7290

※奨励金の交付要件等については、裏面をご覧ください。

1. 対象事業主の要件	① 対象労働者を雇い入れ、福島労働局から特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)第1期の支給決定を受けた事業主であること ② 福島県内に所在する事業所の事業主であること ③ 県税に未納がないこと ④ 過去3年間に各種助成金等の不正受給を行ったことがないこと
2. 対象労働者の要件	① <u>就職氷河期世代の者(令和4年4月1日時点で、大学卒業者の場合は40歳から51歳、短期大学卒業者の場合は38歳から49歳、高校卒業者の場合は36歳から47歳までの者)</u> ※国の開発助成金(就職氷河期コース)の年齢要件とは若干異なります ② 雇入日を令和3年4月1日以降とする国の開発助成金(就職氷河期コース)の対象労働者であること ③ 福島県内に住所がある者
3. 支給金額	中小企業事業主 15万円/人 中小企業事業主以外 12.5万円/人 ※ ただし、国の開発助成金(就職氷河期コース)の第1期支給決定通知書に記載されている額の1/2に相当する額が上記の金額を下回る場合には、第1期通知書に記載されている額の1/2に相当する額
4. 申請に必要な書類	① 福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金支給申請書兼実績報告書(様式第1号) ② 国の開発助成金(就職氷河期コース)の第1期支給決定通知書の写し ③ 国の開発助成金(就職氷河期コース)の支給申請に係る提出書類一式の写し ④ 口座番号を確認するための書類(振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し)
5. 受付期限	令和5年2月28日(火) ※ただし、予算がなくなり次第終了
6. 手続きの流れ	ハローワークなどに求人の申込 ↓ 就職氷河期世代の対象労働者の雇い入れ ↓ 雇い入れ後6カ月継続雇用後 国の助成金の第1期支給申請 ↓ 国による助成金第1期支給決定 厚生労働省 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) ※詳しくは、福島労働局又はハローワークにお尋ねください 通知日後30日以内 県の奨励金の支給申請 ↓ 県による奨励金支給決定 ↓ 県の奨励金の支給 福島県 『福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金』
7. 申請の方法	福島県雇用労政課HPから申請書をダウンロードし、関係書類と合わせて、雇用労政課まで提出してください。
8. 問い合わせ先	福島県雇用労政課 TEL:024-521-7290

